

掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第2項の規定において準用する法第62条第1項の規定により、静岡県知事から法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、法第63条第2項で準用する法第62条第2項に規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月11日

掛川市長 久 保 田 崇

1 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道（大須賀処理区）

2 縦覧期間

令和7年3月11日（火）から法第62条第2項に定める日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター内